

平成22年 第18回  
教育委員会臨時会会議録

平成22年10月25日（月）

港区教育委員会

# 港区教育委員会会議録

第2312号

平成22年第18回臨時会

日 時 平成22年10月25日(月) 午後3時00分 開会

場 所 港区立小中一貫教育校お台場学園港陽小・中学校 2階会議室

「出席委員」	委員長職務代理者	半 田 吉 恵
	委 員	小 島 洋 祐
	委 員	澤 孝一郎
	教 育 長	高 橋 良 祐

「欠席委員」	委 員 長	南 條 弘 至
--------	-------	---------

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	小柳津 明
	庶 務 課 長	伊 藤 康 博
	教育政策担当課長	山 本 隆 司
	学校施設計画担当課長	村 上 利 雄
	学 務 課 長	新 宮 弘 章
	生涯学習推進課長	大 竹 悦 子
	図書・文化財課長	沼 倉 賢 司
	指 導 室 長	加 藤 敦 彦

「書 記」	庶務課庶務係長	岡 田 圭 子
	庶務課庶務係	遠 藤 由 香 里

「議題等」

## 日程第1 審議事項

議案第58号 港区教育委員会事務局一般職員の退職について(秘密会)

議案第59号 平成22年度港区指定文化財の指定及び港区指定無形文化財保持者の認定について

## 日程第2 教育長報告事項

- 1 平成22年第3回港区議会定例会及び平成21年度決算特別委員会の質問について
- 2 特別区人事委員会勧告について
- 3 平成23年度港区立幼稚園募集について
- 4 港区総合型地域スポーツ・文化クラブ体験イベント(高松地域)の実施について

- 5 港区総合型地域スポーツ・文化クラブ体験イベント（三田地域）の実施について
- 6 高輪コミュニティふらざ昇降機設置工事及び工事期間中の区民センター、図書館の運営について
- 7 盗難による幼稚園児・保護者名簿の紛失について

「開 会」

○半田委員長職務代理者 皆さん、こんにちは。

ただいまから、平成22年第18回港区教育委員会臨時会を開催いたします。

本日は、南條委員長から所用により欠席とのご連絡をいただいております。したがって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定に基づき、私が委員長職務代理者として議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日は傍聴の皆さんが多数いらっしゃいますが、会議に先立ちまして皆様をお願いを申し上げます。

配布いたしました注意事項をお読みにになり、会議においては発言などなさいませぬよう、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

(午後3時00分)

「会議録署名委員」

○半田委員長職務代理者 本日の署名委員は澤委員にお願いいたします。

## 日程第1 審議事項

### 1 議案第58号 港区教育委員会事務局一般職員の退職について

○半田委員長職務代理者 日程第1、審議事項に入ります。

議案第58号「港区教育委員会事務局一般職員の退職について」。この議案につきましては人事案件であり、個人情報が含まれておりますので秘密会の取り扱いになろうかと思いますが、本日は傍聴者が多数いらっしゃいますので、日程を変更し、まず審議事項2の議案第59号を審議した後、日程に沿って、日程第2、教育長報告事項の1から7まで順に報告を受け、その後日程を戻しまして審議事項1の議案第58号を審議したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

### 2 議案第59号 平成22年度港区指定文化財の指定及び港区指定無形文化財保持者の認定について

○半田委員長職務代理者 それでは、日程を変更しまして、議案第59号「平成22年度港区指定文化財の指定及び港区指定無形文化財保持者の認定について」を議題とします。図書・文化財課長、説明をお願いいたします。

○図書・文化財課長 それでは審議事項の2、平成22年度港区指定文化財の指定及び港区指定無形文化財保持者の認定について説明させていただきます。

まず、お手元の資料ナンバー2でございます。「平成22年度港区指定文化財の指定及び港区指定無形文化財保持者の認定について」ということで、本件につきましては、7月13日の当港区教育

委員会の定例会におきまして諮問についてご協議いただいたものでございます。その後、文化財保護審議会の中で現地の視察ですとか、あるいは審議会を開催してのご討議をいただきまして、10月15日に答申させていただいたものでございます。

結果としましては、諮問いただいた4件が文化財としての指定が妥当であるということでご答申をさせていただくものでございます。

それでは1枚めくっていただきますと、4件の22年度の指定の有形・無形の文化財の内容が記載されてございます。今回は有形文化財としまして書跡が1点、それから無形文化財としまして工芸技術で2件、それから旧跡が1件、計4件の指定でございます。

それでは2枚めくっていただけますでしょうか。それぞれの文化財についてのご説明を簡単にさせていただきますと思います。

まず1件目、有形文化財、書跡でございます。名称は白隠慧鶴筆の「金剛窟」(室号)となっております。員数は1面でございます。所有者は港区高輪3の16の16、宗教法人東禅寺でございます。

指定の理由でございますけれども、近世臨済宗中興の祖として知られます白隠慧鶴でございますけれども、この方が75歳のときに江戸深川の臨川寺で『碧巖集』を講義してございます。この書は、その折に東禅寺において書かれたものと想定されてございます。今回、本書の書体につきましては白隠80歳代のたつぷりと丸みを帯びた特有の書体と異なりまして、角の立つ剛毅な書体を示す70歳代のもので、大変貴重な作品であるということで今回指定に値するというので答申をさせていただきますところでございます。

——申しおくれました。一番最後のページに、小さいですけども、それぞれの資料の絵、無形文化財につきましては伝承者の方のお写真をおつけしてございますので、あわせてご覧いただければと思います。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、2件目でございます。種別は無形文化財、名称は工業技術、木工芸で箏製作、保持者氏名は山中敏男氏でございます。伝承の場所につきましては、港区高輪1の5の46、野村楽器店でございます。

理由でございますけれども、弦楽器の一つであります箏は中国を起源といたしまして古代日本に伝来しました。雅楽の編成楽器として用いられ、後に歌曲伴奏・独奏楽器となっております。山中敏男氏につきましては、明治期に野村嘉太郎氏が京橋で創業した野村楽器店の三代目となっております。昭和30年に野村楽器店を継ぎまして本日に至っております。山中氏の製作技術の系譜は、江戸の正当なすぐれた伝承技術であり、かつ江戸時代に製作された箏の修復にも力を入れていただいているところでございます。また、道具類等につきましても必要に応じて作製されておまして、正当な職人氣質を体得しておられます。本区の無形文化財保持者として認定すべき技術者ということで答申をさせていただいております。

もう1枚おめくりいただけますでしょうか。3件目、同じく無形文化財、名称は工芸技術、木工芸で簾製作でございます。保持者の氏名は鈴木盛雄氏・鈴木祐二氏でございます。伝承の場所は港

区赤坂3の15の5、鈴松商店でございます。

理由でございます。簾は日本では平安時代に御翠簾（みす）といいまして、元来貴人を直接見せないためのもので、貴族や寺院などで用いられておりました。江戸時代になりますと、庶民も用いるようになりまして、さまざまな用途で庶民の生活に取り入れられております。鈴松商店につきましては、赤坂三丁目にございまして、簾製作はこちらで行われております。赤坂はもともと明治以降の料亭街でございまして、そういった料亭設備にかかわる職人が、かつては多くこの地を職場としておりましたけれども、昨今の地価高騰などで職人の方が都心から離れていったという経緯がございます。そうした中でも、現在も江戸時代からの庶民的な伝統技術であります簾の製作を続けていることは、本区にとっても貴重な存在でございます。

今回答申をさせていただきました鈴木盛雄氏と祐二氏のご兄弟でございまして、お2人のお父様が港区の無形文化財保持者だった故鈴木寿雄氏でございまして、お父様の下で修行をされ、簾の伝統的製作技術を受け継いでおります。赤坂という町の歴史・文化を今なお伝えていることも貴重な存在といえまして、無形文化財保持者として認定すべき技術者と考えてございます。

なお、このお2人のうち鈴木祐二氏につきましては、現在、川崎市にお住まいになっておられます。しかしながら、伝承の場ということでお仕事をされている場が港区内に限られておりますので、港区の無形文化財保持者として認定すべきと考えてございます。

続きまして、もう1枚おめくりいただけますでしょうか。4件目、種別は旧跡でございます。名称は明和の大火死者供養墓でございます。員数は1基でございます。所有者は港区虎ノ門3の25の1、宗教法人光明寺でございます。

理由でございます。明和9年、2月29日の午後に目黒行人坂の大円寺より出火した火事でございますけれども、火は麻布・芝から江戸城郭内・京橋・日本橋・神田・本郷・下谷・浅草まで延焼、果ては千住まで達したというようなことで大変大きな被害を残した江戸の三大火災の一つと言われております明和の火災でございます。死者につきましては1万4,700人、ほかに行方不明者も4,000人を超えているというように聞いております。光明寺の過去帳によりますと、境内の山の上に避難した男女90名がこの火事で焼死をし、お寺の本堂・勝手・諸堂も残らず焼失したとなっております。この供養墓は、この惨事に心を痛めた当寺の住職が焼死者のご供養のために建立したものでございます。後に墓は山の上から現在地に移されましたけれども、火災による惨事を現在まで記憶にとどめるものとして貴重だということでございます。

以上4件、それぞれ諮問のとおり港区の指定文化財あるいは無形指定文化財保持者として認定すべきものとして答申をさせていただいているものでございます。よろしくご審議のうえご決定くださいますようお願いいたします。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○澤委員 貴重な資料が港区内にあるということは、我々も港区の歴史の深さというのを感じ、ありがたいことだと思って、7月定例会のときも課長の話を聞かせてもらいました。ちょっと気になったというか、おやっと思ったのは、簾の製作のご兄弟のうち、お1人が川崎市にお住まいになっ

ていて、この理由の最後の方に「川崎市にお住まいだけでも、伝承の場が港区内に限られており、港区の無形文化財保持者として認定すべきと考えられます」と書かれていますが、この一文はご活動の場が港区だから、住所は川崎でも港区で認定することが相応しいということですか。

**○図書・文化財課長** 今、澤委員のお話にございましたとおり、鈴木祐二氏でございませうけれども、ご住所は川崎市の方にお住まいになっておられます。ただ、川崎市の方では一切こういった簾の製作等は行っておりません、赤坂の鈴松商店だけで行われているということ。それから、例えば過去の例では無形文化財の保持者の方で、その区にお住まいになっていらっしゃるけれども、伝承の場が自分の区ということで認定をしているという事例もございまして、審議会の中でそういったご意見それぞれご議論いただいたところでもございませうけれども、赤坂という形で、そこで伝承されているということでございませうので、ふさわしいだろうということで文化財として推させていたところですよ。

**○澤委員** 逆の場合はどうなるのですか。港区に住んでおられていろいろ活躍されているけれども、場所は例えば千代田区だとか、そういう場合は港区の住民でそれだけ活躍されているのだからということで、無形文化財の認定の資格はありと考えていいのですか。

**○図書・文化財課長** そのような逆のケースにつきましても、いろいろと検討すべきだと思います。ただ、逆に言うと活動されている場の方で指定になられるケースもあろうかと思ひますので、そこら辺はケース・バイ・ケースで議論させていただきたいと思ひます。

**○澤委員** 私は、地元ですけれども、不勉強で余りよく知らなかったのですが、地元でこういう方が、また、こういう場があるということはずいぶんありがたいことだと思ひます。

**○教育長** 前からお願いをしていることですが、こういう有形あるいは無形の文化財の保持者の認定に関しては、広く区民の皆さんにもお知らせするというところで、展覧会とか、お知らせの会というのもまた企画していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

**○図書・文化財課長** 今、お話ございませうと、ただ認定しているだけでは指定の意味も半減してしまいますので、極力そういった形で公開あるいはそういった技術の紹介あるいは伝承に向けたご協力という形でいろいろなことをやっていきたいと思ひております。

**○半田委員長職務代理者** ぜひよろしくお願ひいたします。ほかにございませうか。

**○小島委員** 港区の指定文化財の件ですが、澤委員もおっしゃったように港区には歴史的なものや、文化的なものとか、いろいろな文化財が多数あって、それを守っていくということは港区の知的水準、文化水準を守る上で非常に重要なことだと思ひております。たまたま今日、NHKの朝のニュースを見ておりましたら、国の重要文化財で今、仏像ブームであちこちの重要文化財である仏像が盗まれていると。盗まれているのは重要文化財だからといって特に手厚い保護や盗まれないための施設づくりに補助金を出しているといったようなことはあまりないと思ひます。そういう観点から教育委員会として指定文化財を指定した後のその維持管理等について何らかの方策は講じているのでしょうか。

**○図書・文化財課長** 国の指定文化財あるいは東京都の指定文化財、港区の指定文化財それぞれご

ざいますけれども、そういった文化財の保護に関してということでは、例えば有形のものであれば必ず傷みが出たりとか、例えば建造物であれば多少、割れてということとあれですけれども、破損があったりということがございまして、そういったものに関しては国・都・区それぞれ補助金の制度はございます。そういった形で保護に向けての補助金という形では制度はございます。

○小島委員 盗まれるのを防止するために、お寺の門に盗難防止のブザーをつけたり、そこまでは考えていないですね。

○図書・文化財課長 修理が主ではございますけれども、あとは例えば施設の防災設備の修理があって設備の設置ですとか、そういったことには補助金を充当できますけれども、なかなか盗難とか、そのあたりは難しい問題かと思っております。

○小島委員 せっかく文化財に指定して、そういう盗難その他でなくなると困ると思ひまして、そんな視点からお聞きしました。

○半田委員長職務代理者 それでは採決に入ります。

議案第59号について原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○半田委員長職務代理者 それでは、議案第59号については原案どおり可決することと決定いたしました。

## 日程第2 教育長報告事項

### 1 平成22年度第3回港区議会定例会及び平成21年度決算特別委員会の質問について

○半田委員長職務代理者 次に、日程第2、教育長報告事項に入ります。

まず初めに「平成22年度第3回港区議会定例会及び平成21年度決算特別委員会の質問について」。庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、去る9月中旬から10月中旬にかけて開催されました平成22年第3回港区議会定例会の質問についてご報告を申し上げます。

決算特別委員会につきましては教育委員の皆様方にご出席いただきましたので、本日は主に代表一般質問並びに決算特別委員会の総括質問を中心にご報告申し上げます。

まず代表一般質問でございますが、自民党議員団の池田こうじ議員から新学習指導要領の実施に伴う、いわゆる授業時数の大幅な増に対する取り組み姿勢、区の基本姿勢について、あるいは新学習指導要領に向けた教科書選定についてご質問を受けてございます。

まず1点目の授業時数等の大幅な増に対する区の基本姿勢でございますが、来年度、平成23年度から土曜日に月2回の授業を実施することで逆に平日の授業時数減、すなわち子どもたちの負担の減を図る中で、ゆとりある授業編成を行い、児童生徒の確かな学力の定着を目指した教育を展開していくというお答えをしております。

あわせて教科書選定につきましては、保護者の代表を含む教科書選定委員会等で出された資料をもとに、基本的には学習指導要領改訂の趣旨をどのように反映しているか、また取り上げてい



る教材例示、これらが港区の地域性及び児童の実態に合致しているかといったことも議論する中で、去る8月10日の当教育委員会において採択をしたとお答えしてございます。

続きまして、共産党議員団のいのくま正一議員からのご質問でございます。

1点目は、日韓併合100周年を記念して朝鮮半島等から日本にもたらされた文化財等の返還をしてはどうかという視点からご質問いただいております。

まず、大倉集古館の五重石塔、これを韓国に返すように関係者に要請するつもりはないかというご質問をいただいておりますけれども、これにつきましては、正式な手続を経て輸入されたものと伺っていますので、関係者に要請を行うことを考えていないという答弁をさせていただきます。

また、現在の文化財保護法では文化財等を国の許可なく勝手に国外に持ち出すことはできないのですが、これの持ち出しの許可を国に要請してはどうかという質問でございますが、これに関しましては、基本的には文化財の所有者とその文化財の利用者、すなわち博物館、双方の合意によって許可申請を行うという制度になっておりますので、区が国に要請することは考えていないというご答弁をしております。

また、来年NHKの大河ドラマで、お江、徳川第三代将軍家光の母ですけれども、この人物を取り上げることに伴いまして、港区に由来のある方ですので、その方にちなんだ資料の収集あるいは展示、広報活動等をしてはどうかということとあわせまして、新郷土資料館の建設地についてのご質問をいただいております。

基本的には、お江に関する資料の収集を進めており、また収集した資料は広く公開を考えていること、また、新郷土資料館につきましては、なかなか適地が見つからないのが現状だけれども、基本的には郷土資料館に最適な地をできるだけ早く選定して、整備に向けて努めていきたいという趣旨で答弁をしております。

次に公明党議員団の古川伸一議員からのご質問で、栄養教諭の配置についてのご質問がありました。

これにつきましては、来年度から順次港区の学校にも栄養教諭の配置をしていくという答弁をさせていただきます。

フォーラム民主の七戸淳議員からは田町駅東口北地区公共公益施設整備計画におけるスポーツセンターの事業運営、施設管理についてご質問をいただきました。質問の趣旨は、非常に大規模な施設の整備であり建設費はもとより、その後の事業運営あるいはランニングコストについても十分配慮した対応が必要ではないかという趣旨での質問でございました。

当然のことではございますけれども、効果的で効率的な施設運営あるいは施設管理していくという趣旨でご答弁をさせていただきます。

保守日本の水野むねひろ議員からのご質問は、現在、小中学生の海外派遣をオーストラリアに海外派遣してございますけれども、このオーストラリアの首都キャンベラにある戦争資料館、もう一つは国会議事堂、これらの見学をこの海外派遣の日程に組み込んでどうかという趣旨のご質問が

ございました。どちらの施設も見学は有意義なものだとは考えているけれども、現在の日程の中では首都キャンペラまで見学のコースに組み込むことは非常に難しいという答弁をさせていただいてございます。

もう1点の質問は、朝鮮学校の保護者負担軽減の補助金でございますけれども、これに関連いたしまして、まず朝鮮学校の実態の調査をしてはどうかと。また朝鮮学校は、憲法89条に定める公の支配に属するものなのかといった質問、さらに現在の補助金の支出を一時凍結してはどうかといった趣旨のご質問がございました。

これにつきましては、まず実態調査は朝鮮学校の管理監督権限は東京都が持っているので、権限のない区として実態調査をすることは難しい。また、憲法との関係でいえば、各種学校として認可されておりますので、必然的に公の支配に属している学校であると認識、理解していると答弁申し上げます。

また補助金支出の凍結につきましては、現時点では考えていないけれども、制度上課題があるので、その課題については今後十分見直していくという趣旨の答弁をさせていただいております。

また一般質問で自民党議員団のうかい雅彦議員から、防災訓練への区立中学生の参加についてご質問がございました。

質問の中では高松中学校の例を挙げられて、中学生が防災訓練に参加しているのは非常に有意義なので、他の学校でもそれをやったらどうかという趣旨のご質問でございます。

既にお台場学園におきましても、3年ほど前から中学生が地域の防災訓練に参加している実態もでございます。例に挙げられた高松中学校はもとより、最近そういう学校がふえており、またそれが中学生にとって非常に有意義であるので、今後他の学校にもそういう取り組みがなされるよう指導していきたいという趣旨の答弁をさせていただいております。

それから決算特別委員会の総括質問におきまして、やはり自民党議員団の二島豊司委員から、麻布図書館の整備の進捗状況についてご質問がございました。

現在、平成25年度中の開館を目指して整備に取り組んでいる趣旨の答弁をさせていただいております。

もう一つは教師力向上に向けた取り組みについてということで、新学習指導要領の改訂に伴って大幅な授業時数等がふえることによって、さらに教員の負担が増すのではないかと、その辺の負担軽減策はどうかという趣旨のご質問でございます。

これにつきましては、先ほど触れました土曜日に月2回の授業でやることによって、逆に平日の授業時数を減らす中で、教員の負担軽減とともに子どもとしっかり向き合える時間を確保するという形で考えていきたいという答弁をさせていただいております。

また、若手教員のスキルアップ、最近非常に若い教員がふえてございますけれども、そのスキルアップというご質問で、これにつきましては、研修を従来1年であったものを3年に延ばしたり、OJT等、現場でのスキルアップ、これに必要な副校長あるいは教務主任等の研修を念入りに、いいものにしていく中でスキルアップを図っていくという趣旨の答弁をさせていただいております。

それから共産党議員団の大滝実委員から港区の奨学金制度に対してのご質問でございます。

1点目は、卒業したら返済免除すべきであるという趣旨のご質問、それから給付型奨学金制度の創設についてのご質問でございます。

1点目の返済免除につきましては、お返しいただいたお金を原資として次の世代の若者を支援するという現行の制度の仕組みの中では、卒業しただけで免除をすることは難しいという答弁とあわせまして、奨学資金運営協議会にご意見をお伝えし、委員のご意向を伺う中で課題を整理している最中であるというご答弁をしております。

また、給付型奨学金制度の創設につきましては、現時点では考えていないけれども、国が来年度以降、そういった制度の創設を考えているようなので、その動向を見守っていきたいという趣旨の答弁をさせていただきました。

それから公明党議員団の古川伸一委員からは小中一貫教育の取り組みについてということで、今年度、教育委員会事務局で設置いたしました小中一貫教育推進・検証委員会の役割についてということとあわせまして、小中一貫教育の将来展望についてご質問いただいております。

まず推進・検証委員会の役割につきましては、主に3点の視点から検証をしております。1点目は、小中の接続を重視した独自の小中一貫学習カリキュラム、あるいは小学校高学年からの一部教科担任制の実施による学力の向上の視点からの検証、第2には、発達段階に応じた生活指導、進路指導などによる豊かな人間性・社会性の育成の視点、第3には、小中の教員の相互連携、あるいは保護者、地域との連携・協力による学校の総合的な教育力の向上、これらの視点から検証をし、より効果的な教育活動、学校運営を目指していくというご答弁を申し上げます。

また将来展望といたしましては、推進・検証委員会による検証のほか、校長会における研究等に基づいて小中一貫教育の計画の推進を図り、将来的にはその成果を区の全ての小・中学校に反映していくという答弁をしております。

それから、先ほど大滝実委員の質問で1点抜けておりましたが、正しい歴史認識についてということで、これは質問の中で他の会派の委員から、我々が一般的に理解しております太平洋戦争を大東亜戦争という呼称を使ったことに対して、しっかり歴史認識をして教育をしていくべきだという趣旨からのご質問でございます。

これにつきましては、基本的には検定を受けた教科書に基づいて教育を行うこと、その教科書の中に「太平洋戦争」とともに「大東亜戦争」という呼称の記述があるので、そういうことも踏まえながらしっかりやっていくと答弁しております。

最後でございます。フォーラム民主の樋渡紀和子委員から、港区独自の教育法についてというご質問をいただいております。

ご質問の趣旨は、最近何かと話題になります教育ファームの取り組みについて、これに関してはそういったことをしながら生きる力を養う教育とすべきではないかという趣旨のご質問でございます。

港区において、そういう趣旨に沿った教育を進めていくという趣旨で答弁をしております。

長くなりましたが、以上でございます。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対してご質問はございますか。

○小島委員 先ほど池田こうじ議員と二島豊司議員のところの新学習指導要領に関連した件で、区として土曜日は月に2回授業をしますよと。負担を軽減するために平日の授業を減らすというご説明でしたが、平日の授業時数を減らすということは決まっていたのですか。

○庶務課長 説明が不十分でございました。新学習指導要領の授業時数の大幅な増に対応するために、通常であれば平日の授業時数を従来6時間であったものを7時間にするということをしなくて対応しきれないわけですが、それは教員にとっても負担だし、子どもにとっても負担になるだろうということから、土曜日、月2回の授業をやることによって本来増やす必要のあった平日の7時間目を増やさないとといった趣旨でございます。

○小島委員 分かりました。あと、古川議員の栄養教諭の配置についての件ですが、今、学校で栄養士の資格を持った先生が全校には配置されていなかったですね。栄養教諭というのは、正式には今、「栄養教諭」という言葉なのですか。

○庶務課長 港区内の学校の半分に都費の栄養士、半分は区費の栄養士が配置されております。区費の栄養士は非常勤職員です。全職員が栄養士の免許を取得しております。今度採用を予定している栄養教諭といいますのは教員になります。今の栄養士は基本的には各学校の給食の献立をつくるというのが主な職務ですけれども、栄養教諭は港区全体の食育をどうしていくのかといったテーマ等に教員として取り組んでいくという違いがあります。

○小島委員 そうすると、いわゆる給食の栄養のバランスを考える、献立を考えるのではなくて、子どもたちの栄養全体についての教育をする栄養教諭という意味ですか。

○指導室長 栄養職員は調理、献立を考えてという栄養士の仕事をやっております。それにプラスして、三大栄養素ですとか、子どものバランスよい食事のことは担任と一緒にティームティーチングで指導に入ることはやっておりますが、栄養教諭になりますと、もともと栄養教諭の資格を取っている人で、区内で5～6名しかいませんけれども、その方が栄養教諭への切替という選考を受けて受かれば栄養教諭として配置できるということです。栄養教諭になった場合に栄養士の仕事をやらないのかということではなくて、栄養士の仕事プラスアルファで栄養バランスの全体的なことを考えながらやっていくという職種、職層になります。

○小島委員 そうした場合に、栄養教諭になる教諭は、もともとは小学校の何らかの科目を専科とどうか、小学校の教諭が栄養教諭という資格を取るのですか。

○指導室長 教諭ではなくて、もともと栄養士です。

○小島委員 それはいわゆる小学校の教諭になるのですか。

○指導室長 教諭になります。

○小島委員 栄養士の資格を取ったとしても、ほかに例えば小学校の場合、算数とか国語も教えるのですか。

○指導室長 いえ。教諭になっても、例えば音楽教諭は算数とかやりませんので。栄養士の仕事プ

ラス栄養に関することをひとりで教えることができるということです。それまで栄養職員は、担任とチームティーチングをやりまされども、ひとりで教えることはできませんので、栄養教諭の資格を取れば、変更をするのですけれども、ひとりで教えることもできます。

○小島委員 栄養教諭という言葉は聞いてなかったような気がしますが、今まで「栄養教諭」という言葉はありましたか。

○指導室長 ないです。最近です。国の方もそうですけれども、東京都の方で栄養教諭を最終的には各学校1名程度配置できるような形で推進しているところで、本区でも来年度から1名配置しようということです。

○小島委員 分かりました。

○半田委員長職務代理者 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

## 2 特別区人事委員会勧告について

○半田委員長職務代理者 次に「特別区人事委員会勧告について」。庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、去る10月12日、特別区人事委員会の勧告が出されましたので、その概要についてご報告をさせていただきます。

教育委員会資料ナンバー2をご覧ください。

まず、勧告の内容でございますが、1点目は、例月給与、つまり月の給料の引き下げということで、民間と比較して0.30%引き下げる必要があるということで、それに合わせた給料表に改定をするというものでございます。

2点目は、期末手当及び勤勉手当の引き下げでございます、民間と比較して0.2カ月、現行4.15カ月ですので、0.2カ月引き下げて3.95カ月にする必要があるという内容でございます。

それから、これは既に過去に決定してまして現在経過措置ではございますけれども、地域手当を現行の17%から1%引き上げて18%とすると同時に、この金額の上昇分に見合うだけ給料月額を引き下げるといった内容でございます。

4点目でございますけれども、これは幼稚園教育職員に4層制の任用制度——すなわち園長、副園長、主任教諭、教諭の任用制度が導入されることに伴い、これに対応した新たな給料表を導入するというものです。あわせまして副園長に支給する管理職手当等、諸手当についても新たな職務・職責に応じたものに改定をするといった内容でございます。

内容は主な4点でございます。

これにつきまして、今後特別区長会から職員団体に提案され、労使合意が整った時点で、勧告どおり実施をするということになりますと、今後予定されている条例等の改正として、資料にあるとおり、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例以下、関係規程等の改正が必要になりますので、これにつきましては、また確定した後、改めまして教育委員会にお諮りをさせていただきたいと考え

ております。

簡単ではございますが、説明は以上です。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対してご質問はございますか。

○小島委員 特別区人事委員会の勧告制度は、国でいえば人事院勧告と同じような制度ですので、従前からこういう運用方法によって給与が上がったり下がったりしてきたわけですが、今回も昨今の経済情勢を考えると、若干の減額はやむを得ないかという感じもしますので、私はこの内容でいいかと。

○澤委員 今、小島委員のお話のように、民間がなかなか苦しい状況で、それに準じてということは、ある意味では理解できますけれども、何かこのところどんどん下がっている。先生方のモチベーションとか、要するに残業はない、いくら働いても決まっている、決まっているというとおかしいですけれども。そういう中でこういうように給料が下がるということは、一生懸命やっている先生の視点で見るとどうなのかという。民間が苦しい時に先生方だけということもまた、いろいろ問題なのかもしれませんけれども。日本の将来をしょって立つ子どもたちを育ててもらっているという視点でいくと、民間にならって上げたり下げたりすることが本当がいいことなのかどうかということが気になります。かつて民間がどんどん上がって先生方の給料がそれになかなか追いつかないというときは、当然それは民間に倣って上げてあげないとかわいそうだよということでしたけれども。これは、ここで話しても仕方のないことかもしれませんが。

○小島委員 やはり大学生の時から自分は教育職員になるのだという熱意を持って、お金も大事ですが、先輩の先生方が、いかに若い人の模範になって子どもたちの教育を一生懸命やっているか。学生がこれを見て自分も教員になろうという、そこら辺の方がもっと大事なかと。

○半田委員長職務代理者 先生方には、本当にいつも熱意を持って愛情を持って子どもたちに接していただいているので、いつも給料が下がるというとお気の毒だと思いますが、気持ちだけはもっと感謝の気持ちを持って接していきたいと思います。

それでは、この案件はよろしいでしょうか。

会の途中ではございますが、指導室長が他の公務のため一時退席いたしますので、ご了承ください。

### 3 平成23年度港区立幼稚園募集について

○半田委員長職務代理者 次に「平成23年度港区立幼稚園募集について」。学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、資料ナンバー3をご覧くださいと思います。平成23年度の区立幼稚園の園児募集についてでございます。

まず1の募集幼稚園及び募集定員です。

昨年度と大きく異なる点といたしまして、3歳児の募集定員でございまして、上から順に行きますと芝浦幼稚園が新規の募集で25名、高輪幼稚園も新規で20名、白金台幼稚園は昨年度まで2

5名でしたけれども、5名ふえて30名の募集、港南幼稚園は新規で25名、中之町、にじのはし幼稚園は従来どおりの20名ずつの募集でございます。昨年度の3歳児の募集は3園減って65名でございましたけれども、今回は昨年度との比較で見ますと、幼稚園数では3園、募集人数で75名ふえまして、合計で6園、140名の募集になります。また、平成22年度からですけれども、新たに青南幼稚園で3歳児20名の募集をしてございます。4歳児の募集定員につきましては、昨年度と同様でございます。

次に応募資格ですけれども、港区に住所を有するということと、その他該当する生年月日の条件を満たすということが必要でございます。

募集の日程ですけれども、11月11日に『広報みなと』やポスター掲示等で募集案内をいたします。募集要項の配布を同日、11月11日から行います。応募の受け付けは11月24日水曜日から26日金曜日まで各幼稚園、学務課で受け付けを行います。抽選の有無につきましては、12月1日水曜日に各幼稚園に提示し、12月3日金曜日に抽選を行います。抽選場所は区役所の9階、大会議室を予定しております。その後ですけれども、面接・健康診断を12月中旬まで各幼稚園で受けていただき、12月下旬に入園の決定となります。

簡単ですけれども、説明は以上でございます。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対してご質問はございますか。

○小島委員 ただいまの説明で今年から新規に芝浦、高輪、港南幼稚園で3歳児の募集ができるようになり、一方白金台幼稚園は5名、3歳児が増えたということで、私立幼稚園側との長年の話し合いがなかなか苦しい中、このように一挙に3園、3年保育ができるようになったということは非常に喜ばしいことだと思います。ここに至る過程はどうだったのですか、大変だったと思いますが。

○教育政策担当課長 公私立幼稚園連絡協議会で4回ほど協議を行っているのですが、近年の幼児人口の増加、また公私立幼稚園就園状況とか人口推計のデータを示し、3年保育拡大の必要性について私立幼稚園側と詰めさせていただいた上でご理解いただいたものと思っております。

○小島委員 これはご理解いただかないとできないのではしたか。

○教育政策担当課長 原則として、区立と私立の両方で幼児教育を推進していくという立場をとっていますので、話し合いの上で協議していくことになっています。

○小島委員 にじのはし幼稚園の場合、3歳児が20名、4歳児が20名ということで、今年の場合、もう既に3歳児が20名いるから、4歳児は実質的に40名ということになりますよね。

○学務課長 そういうことになります。2学級編成になります。

○小島委員 3歳児20名の募集ということですが、にじのはし幼稚園の場合、昨年、3歳児は何名くらい応募があったのでしょうか。

○学務課長 昨年度は20名の募集に対して31名の応募でございます。

○小島委員 抽選がなされたのですか。

○学務課長 はい、抽選してございます。

○小島委員 今年はいかがでしょうか。どのような予測を立てていらっしゃいますか。

○学務課長 3歳児になりますと、幼稚園に行くのか保育園に行くのか、その年々によって希望がございまして、一概には何とも言えないですけども、いずれにしても3歳児の募集は白金台、中之町、どこへ行っても抽選になってございまして、それについては本年度も抽選になるかと。

○小島委員 今、私立幼稚園側との話の中で、20名の募集を30名に拡大するのはなかなか厳しい状況でしょうか。

○教育政策担当課長 今のところ私立幼稚園側とお話をさせていただいて、区立側が3年保育の定員を拡大することによる幼稚園経営への影響といった懸念は持っています。その辺のところを配慮する必要があります。また、20名という枠ですけども、原則区立としては3歳児は20名が望ましいという形でとらえております。ただ、今回の提案の中でいいますと、人口増が非常に顕著である芝浦・港南地域については25名、昨年応募の多かった白金台幼稚園については定員増としております。

○小島委員 例えば4歳児で前年度の20名と今度の20名で40名で、それよりまた大幅に希望者がふえるという予定は、予測とか、そういうことは考えていないですか。

○学務課長 昨年度のにじのはし幼稚園は、4歳児の募集が定員20名のところを応募は11名のみで、3歳児は抽選なるのだと予想しているのですけれども、大体おさまっているという。

○小島委員 分かりました。

○澤委員 今、小島委員が言われているように、3年ぐらい前の状況とこれを見ると全く隔世の感があって、事務局の努力で、3歳児募集を拡大できているということはすごく画期的なことと感じています。小島委員も私も10年ぐらい前からこの問題を教育委員会の中で、当時の、もう退かれた教育委員の方も含めて随分議論して、なかなか難しい壁があったわけです。そういうときから比べると本当に素晴らしい結果です。今、小島委員が言われたように、当面、教育委員会の目標として、なるべく多くの幼稚園で3年保育を実施ということで区民のニーズにこたえるという視点でいきますと、着々と成果は上がっていると思います。

あと、これで見ますと、麻布地区に1園ぐらい欲しいというところがある。将来的な次のステップを考えると、3歳児では非常に希望者が多くて抽選になっていますが、あふれた方はどこへ行くのか、あるいは来年まで待ってくれるのかということがあります。4歳児になると、例えば今年状況を見ますと、白金台幼稚園の4歳児は40名ですが、今の白金台幼稚園の4歳児というのは3年保育の方がいるのですよね。

○学務課長 3歳児、25名が。

○澤委員 そうですよね。だから15名増えて40名になっている。このときの4歳児は抽選ではなかったのですか。今年ですが。

○学務課長 白金台幼稚園の4歳児は抽選にはなっておりません。

○澤委員 一方、にじのはし幼稚園の4歳児は28名ということで、要するに8名しかふえていないということですかね、4歳児になったときに。

○学務課長 4歳児になりますと、にじのはし幼稚園の希望人数自体は、やはり減ってきています。



○澤委員 ただ、にじのはし幼稚園でも3歳児は多いわけですね。要するに次の次ぐらいのステップでいくと、3歳児で人数を狭めていると、4歳のときにはもうどこかへ行っているということが読み取れるようなところもある。小島委員が言われたように、私立の幼稚園がどう考えるかも大切ですが、ゆくゆくは3歳児のところで大部分をとって、4歳児は補給するというような、そういう方向も必要になってくるのかという気もします。いずれにしても、従来いろいろアンケートや何かで区立幼稚園でも3年保育をやってくれという要望が強く出ていたので、これはすばらしいことだと思います。

○教育長 今、お2人の委員からのお話のとおり、今年度の入園募集結果は、にじのはしでも中之町でも白金台幼稚園でも3年保育は抽選でした。抽選ということは、残念ながら入れないお子さんがいるという、これが現実であって、これをどう改善をするかということが行政に課せられた大きな課題なわけです。とはいえ、私立幼稚園と一緒に港区の幼児教育を担うという意味からは、私立幼稚園側を無視するわけにもいかない。また、公私立調整審議会という条例での設置が義務づけられている審議会がございますので、そういった意味でも一緒になってやるしかないわけです。そういう中でいろいろ協議をしながらふやしていったわけですが、来年度は間に合わないのですが、青南幼稚園でもふやすと、ここまでは約束されていたと、こういうことです。したがって、本年度の募集の状況をまた見て、それから経年的な変化、これからまだ幼児人口がふえるという予測が今のところあるわけですが、しかし、やがてピークが来て、やがて減少していくという、これも現実です。そのときにまたどうするかということも当然ながら出てきてまいりますので、それらも加味しながら、やはり私も希望する3年保育というのはしっかりとやってあげたいし、やらなければいけないとも思っています。しかし、先々のことを踏まえて慎重に、しかし積極的に取り組んでいきたいと思っています。

○半田委員長職務代理者 全体的に、3歳から幼稚園に入れたいとお考えになるお母様がふえていると思いますし、「子育てするなら港区」と思っただけのように、それが未来の港区の発展、教育の発展につながると思うので、本当に幼稚園というところを前向きに考えていきたいと思っています。では、この案件はよろしいでしょうか。

#### 4 港区総合型地域スポーツ・文化クラブ体験イベント（高松地域）の実施について

○半田委員長職務代理者 次に「港区総合型地域スポーツ・文化クラブ体験イベント（高松地域）の実施について」。生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、資料ナンバー4をご覧ください。

港区総合型地域スポーツ・文化クラブ体験イベント（高松地域）の実施について、ご報告申し上げます。

この高松地域の体験イベントにつきましては、前回の定例会の委員会でチラシを配らせていただきましたが、内容がきちっとまとまりましたので、本日報告をさせていただきます。

実施日は11月6日土曜日で、9時半から16時まで高松中学校の校庭・体育館・格技室を使わ

せていただきまして実施をするものでございます。

種目につきましては、表にまとまっております、校庭ではグラウンド・ゴルフ、キッズサッカー、体育館ではキッズテニス、それからAEDの講習会、フラワーアレンジメント、格技室でスポーツ吹矢と太極拳を実施する予定でございます。

一番下をご覧ください。このイベントにつきましては、昨年から、青少年対策高松地区委員会の防災炊き出し訓練と同時に実施をすることによりまして参加者をかなり多く獲得をしているというイベントになってございます。港区では、身近な場所でさまざまなスポーツに親しむことができる総合型地域スポーツ・文化クラブを、おおむね中学校区に一つの割合でつくっていきたくと考えてございまして、平成19年11月に六本木地区で第1号が誕生いたしました。2地区目を目指しまして、地域で設立の希望があるところを中心にイベントを実施していくところでございます。本年度は4月11日に赤坂地区で実施をし、高松地域が2番目になります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対してご質問はございますか。

○小島委員 体育館で13時から行われるという、お楽しみゲームというのは何ですか。

○生涯学習推進課長 「当日までのお楽しみ」ということでご理解ください。

○澤委員 区民の皆様、子どもたちにいろいろなスポーツを楽しんでいただくということで、こういう機会を設けているわけですね。今後、定期的にこういうことをやっていくということなのか、六本木のように組織化するということが、将来展望はどうですか。

○生涯学習推進課長 おおむね中学校区に一つとっておりますので、各地区に、来年度の予算要求のこともございまして、設立の意向があるかどうかということで一定程度調査をさせていただきました。やはりまだ機が熟していないところもあれば、数年後にはつくっていききたいという地区もありまして、現在、高松や三田、赤坂、青山地区で設立の意向がございまして、そういったところを中心にイベントを定期的にやっていきたくと思っております。

○澤委員 いろいろありがとうございます。

○半田委員長職務代理者 その他のところに「青少年対策高松地区委員会主催の防災炊き出し訓練と同時に開催します」とありますが、これは何か食べられるものを作るということですね。

○生涯学習推進課長 昨年と一緒だと思いますけれども、アルファ米と豚汁です。お昼をまたがっていますので、いらした方にはそういったものをお配りできると考えております。

○半田委員長職務代理者 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

## 5 港区総合型地域スポーツ・文化クラブ体験イベント（三田地域）の実施について

○半田委員長職務代理者 次に「港区総合型地域スポーツ・文化クラブ体験イベント（三田地域）の実施について」。生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、資料ナンバー5をご覧ください。

こちらは先ほどの高松地域に引き続きまして、三田地域でも11月21日（日曜日）に10時から3

時半までの予定で実施いたします、総合型地域スポーツ・文化クラブ体験イベントのお知らせでございます。校庭、体育館、小体育館等を使いまして、さまざまな種目に親しんでいただきます。特にこちらでは集会室で手芸を実施する予定でございます。

チラシの裏面の方を見ていただきますと、畳の縁でバッグをつくるということで、新しい試みで実施いたします。去年も三田地域で実施しましたが、去年は雨が降ってしまい、校庭で実施できませんでした。それでも150人ぐらいの方が来られました。当日お天気であれば去年を上回る人が来るのではないかとということで期待をしているものでございます。

以上です。

○半田委員長職務代理者 今の説明に対しましてご質問はございますか。よろしいでしょうか。

## 6 高輪コミュニティふらざ昇降機設置工事及び工事期間中の区民センター、図書館の運営について

○半田委員長職務代理者 次に「高輪コミュニティふらざ昇降機設置工事及び工事期間中の区民センター、図書館の運営について」。図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 それでは、ご説明させていただきます。

資料ナンバー6でございます。高輪コミュニティふらざにつきましては、昇降機、エレベーターですけれども、2台ふらざ内に設置してございます。この2台につきましては、高輪地区総合支所あるいは区民センター、図書館といったご利用者にあわせまして、かなり高低差が地形的にあるものですから、1階から5階までの通行のためにご利用になる方、また地下に地下鉄の白金高輪の駅もございますので、そういった関係から通行でご利用になる方もいらっしゃるしまして、常時満員状態ということで非常に待ち時間も長くお待ちいただいている状況がございます。

今後ですけれども、来年の終わりぐらいまでに高輪、地形でいえば上の方の地域になりますけれども、高輪の子ども中高生プラザ、また、その中には高輪図書館の分室も設置を予定してございます。そういったものができると、ますます利用者の数がふえることが予想されております。ということでエレベーターの増設というのが地域の前々からの課題になってございました。設置場所についてさまざま検討を続けておりましたけれども、結果的に高輪コミュニティふらざ内に1階から5階まで、これは既設のエレベーターと違いまして直通エレベーターということで考えてございますけれども、1階から5階までの直通のエレベーターを設置しまして、施設利用者と通行者の動線を整理するというところで利便性の向上を図るという予定でございます。この工事に伴いまして、図書館以外に区民センターもございまして、さまざま運営上の制約を受けるということがございます。

1枚おめくりをいただきますと、各階の平面図がついております。これをご覧いただければと思います。

地下1階から1枚のページに2階ずつの平面図がついてございます。地下1階から5階までです。今、既設のエレベーターにつきましては、建物のほぼ中央あたり、ちょっと小さくて見づらいので

すが、地下1階で見ますと、ちょうど建物の中央あたりに土木詰所という文字があります。その前に四角い箱が二つあります。これが既設のエレベーターで、この場所でずっと5階まで上がっているというところでございます。

今回、工事の設置予定になっているエレベーターでございますけれども、既設のエレベーターのやや左下の方に地下1階ですとE Vピットとなっております、1階にはE V昇降路という文字がありますけれども、こちらの方が今回新設を予定しているエレベーターの場所でございます。

これを見ていただきますと、ずっと2階、3階と上がっていきまして、図書館部分につきましては、現在この新たに設置するエレベーターの位置の3階と4階が区立の高輪図書館になってございます。3階、4階につきましては、こういった形でエレベーターが、いわゆる今の図書館の中を縦動線で通り抜けるというような形になってまいります。5階まで上がりまして、5階から出ていただきまして直通で地形の上の方の場所に移動していただくという形になります。

1枚目に戻っていただきまして、この中でも区民センター、図書館と両方運営に関して書いてございますけれども、(2)が図書館でございます。今現在、工事期間がおおむねスケジュールができていうことで、今、詳細をさらに詰めている段階でございます。図書館の運営につきましては、この工事に伴いまして、図書館も含めて床を抜く工事が出てまいりますので、その際につきましては相当な騒音、振動がございまして、通常の図書館営業が非常に難しいという時期も出てまいります。そういった工事の影響に関しまして、施設の運営形態については今後、さらに現場の方も含めて詰めていくことになっておりますけれども、段階的に完全に休館をしなければいけない日にも多分何日か出てくると考えておりますし、それ以外にも音が出てしまうので、なかなか中で図書の閲覧あるいは図書館内での読書等難しいという状況のケースも出てまいります。

そういったところでさまざま影響が出てまいりますけれども、基本的に図書館そのものを休館する日数は最低限に抑えていきたいと考えてございまして、騒音等がありますけれども、少なくとも図書の貸し出し、返却等の事務、予約した図書の貸し出しといった業務については随時やっていきたいと考えてございます。図書館そのものも、中でそういったエレベーターが設置されることから、この工事とあわせて図書館内のレイアウト変更も実施をする予定でございます。

一番下、スケジュールですけれども、今月、所管の常任委員会に報告の予定でございます。それから12月にはエレベーター工事に関連しまして契約案件の議案提出が予定されております。年が明けましたら1月ぐらいに、近隣への工事の説明会を開催しまして、3月に工事着工、10月末に完成、11月からエレベーターの供用開始という予定でございます。

このスケジュールでいきますと、工事の方が3月着工で10月末までということで、7～8カ月の工事期間ということになりますけれども、実際にこの工事期間の中でエレベーターの工事ですので、いろいろな工場の方で部材をつくって、それを現場に持ってきて組み立てるといような工事もありますし、現場の方で床を貫通させるような工事もありまして、先ほど申し上げました音は非常に大きく出る期間というのが、大体5月の連休明けから6月の下旬までということで約1カ月半、この間は一番大きな影響を受ける期間だと考えてございます。このあたりの期間を、先ほど言った

ような運営の形態を、これから具体的に検討させていただくという形になるかと思えます。図書館の方の運営につきましては、そういった工事の調整等をきちんと行いまして、具体的に確定をした段階で改めてご報告させていただきたいと思っておりますけれども、本日はこういった工事に伴う影響があるということでご報告をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対してご質問はございますか。

○澤委員 ないところにエレベーターをつくるので、結構な大工事だろうと思えます。これを見ると、図書館の3階、4階ですか、ちょうど右の隅っこの方のエレベーターのところに通路ができるということで、そういうことからレイアウトの変更もあわせて実施するということです。このレイアウトの変更というのは、やはり図書館の休館につながることになるのですか。

○図書・文化財課長 レイアウトの変更につきましても、このエレベーターの工事と時期を合わせて、なるべく同じ時期に一緒にできるようにと今、調整を考えてはございます。ちなみに3階部分、この角になっているところですけども、この場所には現在、乳幼児向けの読み聞かせのコーナーがございまして、4階につきましても、閲覧コーナーになってございまして。そういったものを、特に3階部分については、読み聞かせのコーナーそのものをなくしてしまうわけにはいきませんので、それを今の新聞・雑誌のコーナーの方に移しまして、新聞・雑誌の閲覧コーナーを逆にこちら側の方に移せるのではないかとということで、レイアウト変更は考えてございます。

いずれにしても、先ほど申し上げましたように全体の工事の中で、どちらにしてもエレベーターで相当大きな音、振動が出る時期がございまして、そこにあわせてやってしまうということで考えてございます。

○澤委員 分かりました。

○半田委員長職務代理者 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

## 7 盗難による幼稚園児・保護者名簿の紛失について

○半田委員長職務代理者 次に「盗難による幼稚園児・保護者名簿の紛失について」。指導室長、説明をお願いいたします。

○指導室長 それでは、お手元の教育委員会資料ナンバー7をご覧ください。

港区内の幼稚園教員がショルダーバッグを盗まれ、盗まれたショルダーバッグの中に自分が勤める先の保護者の住所、氏名、電話番号等の個人情報が入っていたという案件です。

事件の概要についてご説明いたします。

10月10日、午後3時ごろ、みなと区民まつりの会場、子ども広場内に設置した区立幼稚園ブーステント内におきまして、当該教員がパイプ椅子の上に置いたショルダーバッグが紛失していることに気がつきました。すぐにその場にいた職員がテント内やその周辺を探したのですが、見当たらなかったために愛宕警察署に連絡し、被害届けを提出しました。

ショルダーバッグの中には個人的な持ち物、現金・カード類も入っていたのですが、その中に所

属幼稚園のかぎと名簿等が入っておりました。盗難に遭った正確な時刻は不明ですが、当該教員が午後1時に集合して、その後にバッグを確認していることから1時から3時までの間と思われる。

事故後の対応としまして、10月12日に年長さんの子どもたちを保護者が迎えに来ますので、午後2時ごろに5歳児学年臨時保護者会を実施しました。そこで名簿等の盗難があったことの説明と謝罪を行いました。あわせて幼稚園のかぎのつけかえと紛失したカードキーの暗証番号を削除し、当該カードが使用できないようにしております。

同日午後5時ごろ、2枚目になりますけれども、別紙1のとおり報道機関への公表を行いました。翌日10月13日の朝刊2紙に掲載されました。

次に10月15日金曜日、4歳児も含めた全保護者あてに文書での通知を出し、事故の報告と謝罪を行いました。

そして10月18日月曜日、全幼稚園、小・中学校あてに別紙2のとおり、別紙2は個人情報の管理等についての通知でございます。別紙2のとおり文書を出して、事故の概要と個人情報の管理についての注意喚起を行いました。また、同日午後、副校長・教頭研修会がございましたので、そこでも改めて周知の徹底を行ったところでございます。

なお現在、先週末で当該職員、幼稚園長に対して調査、事情聴取が終了しましたので、今後、事故の経緯を明らかにした上で、当該職員の処分等の検討をしていくということでございます。

以上簡単ですが、ご説明いたしました。以上です。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対してご質問はございますか。

○小島委員 現金とかカードは戻ってこないと思いますが、その後、ショルダーバッグが出てきたということはないのですか。

○指導室長 その後ショルダーバッグが出てきたという報告は、幼稚園から連絡は受けていない、警察から連絡はないということです。

○小島委員 個人情報がなくなったということですが、どういう形態で個人情報がバッグの中に入っていたのですか。

○指導室長 当日の聞き取りによりますと、この教員の手帳に2クラス40名分の住所録が縮小版で張りつけてあったということが事実です。

○小島委員 10月10日は、その先生は幼稚園の行事でここに行ったのでしょうか。

○指導室長 みなと区民まつりの広場で、港区内の幼稚園の園児代表だけではありませんけれども、小さい子を相手に幼稚園の先生方が踊ったり何かしたり、そういったイベントがありましたので、それを2日間にわたって幼稚園で割り当てて勤務体制という形で来ていただいた、そのうちの1人です。

○小島委員 個人情報の管理についてですが、手帳に2クラス分のそういう名簿を張りつけていたということですが、それは普段の指導上で問題があったのですか。それとも特に問題はなかったのですか。

○指導室長 基本的原則は、個人情報の持ち出しは学校、幼稚園からは禁止というのは徹底してま

いりました。今回この教員が持ち出していたのは、やはり幼稚園で教育活動のときにぐあいが悪くなったり、けがをしたときに、お迎えのときにも話をするのですが、その後の容体を確認するために慣習的にといいますか、出張先あるいは自宅に戻ってから保護者宅へ連絡するために持っていたということです。これについては、区のセキュリティーの研修会でも、データとして持っているだけではなく、プリントアウトして持っているものも個人情報の持ち出しですよということで認識はしていたということです。ですから、持って行ってはいけないということはわかっていた。あわせて、緊急連絡網も個人情報ですので、教員は幼稚園や小・中学校から持ち出してはいけないということになってございます。

○小島委員 なかなか難しい。

○澤委員 ただ、今回は子どもを連れていたのですよね。

○指導室長 幼稚園の子どもたちが強制的に教育活動の一環として来ているわけではなく、区民まつりですので、来ている子もいますし、来ていない子もいました。

○澤委員 それから、このブースで盗まれたということは、ブースの中にバッグを置いてあったということですか。

○指導室長 広場の舞台がありまして、その前に三つのテント小屋がある。その一番舞台寄りのところで、左側二つは外側から中が見える状態ですけれども、一番手前のところだけは外側を覆ってあって仕切りの部分だけの入口がありました。そこに幼稚園の先生方が着替えや貴重品を置いておきましょうということで通常的に置いていた。特に人が配置されていたとか見張りがいたとかいう管理はなかった。

○澤委員 職員の過失であることは確かなのかもしれませんが、もし、懲戒処分ということになればどのようなのですか。

○指導室長 バッグを盗まれたことと個人情報を持ち出したことは別のことだと考えていただいて、バッグを盗まれたのは盗難ですので被害者ですけれども、個人情報そのものは重要な情報ですので、それを園から持ち出していたということがまず教員としての行為がどうだったのかということです。

懲戒処分というのは、履歴に残る職員の義務違反とか公務員における規律とか秩序を維持することを目的として科せられる制裁ですので、職員の将来を戒めるということから始まって、例えば懲戒処分ですと戒告、減給、停職、免職と、その4段階に分かれております。

○小島委員 今、澤委員もおっしゃったとおり、個人情報を持ち出した点については過失ではなくて、むしろ持って行ってはいけないということをわかっているながら持ち出したという点で、いわゆる過ちとは言えないのですが。ただ、幼稚園の子どもたちが任意ではあっても皆で参加して、幼稚園の先生も実際子どもたちのために参加していたのであれば、何かの緊急の場合に保護者に連絡しなくてはならないという必要があるのか、そういう場合はどうするのですか。

○指導室長 そういった場合は、例えば幼稚園に連絡先を取りに行くとか、幼稚園に残っている職員に聞くとか、あるいは緊急の場合は管理職に持参させていると思いますので、園長に聞くとかいう方法はあると思います。これはまた後ほど最終的に処分量定が決まるときに、この教育委員会で

ご審議いただく内容ですけれども、その教員が常時手帳に張ってあったということは、つまり子どもがいない状況でも手帳を持ち歩いているわけですので、いつでも落とす可能性はあるということがわかりながら常時持っていたと。手帳に挟んであったのではなくて張りつけてあったわけです。

○小島委員 その日たまたま子どもたちを引率するので手帳に挟んだというわけではないのですね。

○教育長 園の行事でやっているわけではないので、子どもはその日はいませんでした。12園の港区立幼稚園の先生方が自分たちの意思に基づいて、区立幼稚園のPRを兼ねて、みなと区民まつりの両日、2日間、ブースを借りて、そして自分たちで舞台の演技をしたりしていたわけです。そこには親子連れで園児は遊びに来ることはあるわけですけれども、園児を引率しているわけではない。だから、学校、幼稚園の行事として遠足とか校外活動に行くときに何かあったらすぐに連絡がとれるようにとって緊急連絡網を持っているという状況ではありません。気の毒ではあるのです、バッグが盗まれたのですから。ほかの幼稚園の先生方の荷物もそこにはあったのですから。ただ、それは別というか、早く出てくる人と遅く出てくる人と交替制ということで、みんなが置いてあるところよりもちょっと脇に置いてあったということがあって、外部から侵入されて一番手前にあったものがとられたのではないかと、これは推測ですけれども、そういうことです。ただし、やはり教育公務員として個人情報の取り扱いが適切であったのかないのか、このことについてはしっかりと調査をし、そして検証し、そして、その行動に対する対応をしなければならないということだと思います。

○半田委員長職務代理者 なくなった手帳から何か情報が漏れて、親御さんのところに怪しい電話や勧誘の電話があったとか、そういうことは特にありませんか。

○指導室長 今回、盗難物ですので、逆に言うと、そういう何か怪しい動きというのは当然しくいだろうし、現状では幼稚園にその関係の情報はありません。

○半田委員長職務代理者 この案件はよろしいでしょうか。

## 日程第1 審議事項

### 1 議案第58号 港区教育委員会事務局一般職員の退職について

○半田委員長職務代理者 それでは、日程を戻しまして、日程第1、審議事項。議案第58号「港区教育委員会事務局一般職員の退職について」を議題とします。

この議案につきましては、人事案件であり、個人情報が含まれておりますので、秘密会に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○半田委員長職務代理者 それでは、これより秘密会に入りますので、申し訳ございませんが、傍聴の方は退席をお願いいたします。

それでは資料番号を付してあります議案かがみを除いて資料は審議終了後回収いたしますので、よろしくお願ひします。



(秘密会)

「閉 会」

○半田委員長職務代理者 これをもちまして秘密会を終了いたします。

本日予定している案件は全て終了いたしました。庶務課長、そのほか何かありますか。

○庶務課長 特にございません。

○半田委員長職務代理者 なければ、これもちまして閉会いたします。

次回は11月9日火曜日、午前10時からの予定です。よろしくお願いいたします。

皆様、お疲れさまでございました。

(午後4時45分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長職務代理者 半 田 吉 恵

港区教育委員会委員 澤 孝一郎